□■養成所ニュースプラス第 23 号 2026□■

37 期生の皆さんは明日で修了となります。1 年半お疲れ様でした。修了証及び修了関係書類一式を 11 月 2 日に送ります。夏のスクーリングでもお伝えしましたが、同封の修了証明書は養成所から一括して試験センターに送りますので、ご安心ください。

38 期生の皆さんは、2 学期後期に入りました。「社会福祉の原理と政策（1）」は、「イギリスの社会福祉の歴史的展開」をまとめます。「ソーシャルワークの理論と方法（2）」は、スーパービジョンを単にまとめるのではなく、ソーシャルワークの過程における必要性を考察します。どちらの科目も、まずはテキストを読み進めてください。

今週の Plus Quiz は、「福祉サービスの組織と経営」から「社会福祉事業などを行う法人」に関する五肢択二問題です。この問題も正解して終わりではなく、正解でない選択肢のどこが間違いかを説明できるようにしてください。

＊来週から 11 月中は、週 1 回 2 科目の過去問を配信していきます。

■Plus Quiz・・・・・

【第 38 回問題 124】社会福祉事業などを行う法人の設立や運営に関する次の記述のうち、適切なものを 2 つ選びなさい。

1．特定非営利活動法人は、設立に際し 3 名以上の理事が必要である。

2．一般社団法人は、法人の事業として公益的活動を実施する必要がある。

3．公益財団法人は、設立の当初から公益財団法人として設立することができる。

4．社会福祉連携推進法人は、社会福祉に係る業務の連携を推進し、社会福祉法人の経営基盤の強化に資すること等を目的に設立する一般社団法人である。

5．医療法人は、社会福祉事業を行うことにより社会医療法人と認定される。

■Yoseijo Info・・・・・

・（37 期生）住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・（37-38 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※（37 期生）本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月 31 日付け支給申請書類一式を 11 月 2 日に発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

※（38 期生）本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、11 月 15 日付けの支給申請書類一式を 11 月 16 日に発送いたします。

お手元への到着は 11 月下旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第 39 回社会福祉士国家試験は、令和 9 年 2 月 7 日（日）です。

詳しくはこちら→https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連）主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→https://www.spw-mosi.com/exam/

※申し込み受付期間は終了していますが、ソ教連オンラインショップより申し込みが可能です。

詳しくは、養成所ニュースプラス第 17 号に添付しておりますチラシをご確認ください。

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。
　2 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」及び「更生保護出張講座」が視聴可能となりました。是非ご活用ください。
　受験対策ページへアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529
※パスワード等の案内は、養成所ニュースプラス第 2 号、第 4 号に添付しています。
・福祉教育カレッジより、読解力養成講座のご案内です。
　詳しくは、養成所ニュースプラス第 20 号に添付しておりますチラシをご確認ください。

■Plus Info・・・・・
　その他の情報をお届けします
・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。
　詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/

■Back Number・・・・・
　過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【受験対策ミニ講座第 19 回／福祉サービスの組織と経営】
1　第 37・38 回の科目の傾向
　この科目では、4 つの大項目にそれぞれ 3〜5 つの中項目が設定されており、大項目ごとに 1〜3 問ずつ出題されています。その中でも、中項目「福祉サービスを提供する組織」は最頻出のテーマです。例えば、社会福祉法人や NPO 法人に関する単独問題（第 34〜36 回）だけでなく、5 種類の法人を並列した選択肢（第 35 回・第 38 回）や、事例形式での出題（第 37 回）など、多様な形で問われています。
第 37 回はほぼ従来通りの基本的な知識を問う内容でしたが、第 38 回は単なる知識の想起にとどまらず、「知識を実践に落とし込めているか」を問う問題が増えました。さらに、五肢択二問題（3 問）はいずれも難易度が高く、受験生には厳しい構成になりました。

2　国家試験の対策
　中央法規の「過去問解説集 2027」では、過去問を年度横断で解き、「小項目に割り付けて整理する」ことで知識の定着を図ることを勧めています。
例えば、6 枚の紙に「法人」「理事会・評議員会」「基礎理論」「経営体制」「人材」「その他」と見出しを書いておき、過去問を解くごとに該当する見出しの紙へ問題番号（第〇回・問題〇）を記入していきます。5 年分の情報を集約することで、繰り返し問われるポイントや、「設立認定の前後関係」「承認プロセスの順序」「定義語の一語違い」といった定番のひっかけパターンが見えてきます。
ただし、メディックメディアの「クエスチョン・バンク（QB）」は、あらかじめ項目ごとに問題が分類されているため、QB を使用している場合は、割り付け作業は不要です。
　第 37 回は、問題 124「社会福祉事業などを行う法人の設立や運営」を除き正解できる内容でした。一方、第 38 回は全体的に解答しづらい難問が多く、0 点を回避するためには、問題 126「リーダーシップ理論」のような基礎問題を確実に正解する力が求められます。
＊今号で受験対策ミニ講座はひとまず終了です。試験前の 1 月後半に再開する予定です。

【Plus Quiz・・・・・正解と解説】
　このように複数の法人種別を並列して問う形式は、過去にも第 35 回問題 121（医療法人、社会医療法人、株式会社、福

祉活動を行う市民団体）や、第 33 回問題 145（社会医療法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、医療法人、地域の自治会・町内会）等で繰り返し出題されています。皆さんの従事する法人や実習先の法人等身近な法人から押さえ、各法人の制度上の目的や役割の違いなど、基本的な重要事項を整理し、確実な得点源にしましょう

今号の問題は、様々な法人種別の「設立」に関しても問うものでした。一般社団法人や一般財団法人は法務局への「登記」のみで成立しますが、NPO 法人は所轄庁（主たる事務所所在地の都道府県知事または指定都市の長）の「認証」と役員要件（理事 3 人以上、監事 1 人以上）を満たした上での設立登記が必要です。また、公益財団法人や社会医療法人、社会福祉連携推進法人などは、基礎となる一般法人（一般社団法人・一般財団法人等）等に対して、行政庁等の「認定」や「認可」が上乗せされることで成立する仕組みです。

１．〇特定非営利活動法人の設立には、3 名以上の理事が必要です。加えて 1 名以上の監事も必要になります。
２．×一般社団法人は公益目的に限定されず、実施する必要な事業に制限はありません。公益的な事業の他にも共益的な事業や収益事業等を行えます。
３．×公益財団法人の認定を申請できるのは、公益目的事業を行う一般財団法人であるので、当初から公益財団法人として設立することはできません。
４.〇社会福祉連携推進法人は､社会福祉連携推進業務を行おうとする一般社団法人が所轄庁の認定を受けて成立します。目的は社会福祉に係る業務連携を推進し、社会福祉法人の経営基盤の強化に役立つことに置かれます。
５．×医療法人は、社会福祉事業を行うことにより社会医療法人と認定されるわけではありません。救急医療やへき地医療、周産期医療等重要な医療提供を行うため、運営体制の非営利性と強固な運営体制を備える医療法人を都道府県知事が認定しています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。
※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。
※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。
〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19ＫＤＸ浜松町ビル 6F
Copyright2016 YoseijoNewsplus